

健生食輸発0817第4号
令和8年8月17日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和8年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(スペイン産乾燥いちじく並びにタイ産チリペッパー及びレッドペッパー並びに落花生の総アフラトキシン)

標記については、令和8年3月31日付け健生食輸発0331第2号(最終改正:令和8年8月14日付け健生食輸発0814第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、スペイン産乾燥いちじく並びにタイ産チリペッパー及びレッドペッパー並びに落花生の総アフラトキシンについて検査命令を解除したことから、令和8年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

別表第2への追加

- ・スペイン産乾燥いちじくの総アフラトキシン
- ・タイ産チリペッパー及びレッドペッパーの総アフラトキシン
- ・タイ産落花生及びその加工品(落花生を10%以上含有するものに限る。)の総アフラトキシン